

# 公益社団法人マスコミ世論研究所定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人マスコミ世論研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、マスコミの調査研究、世論資料の収集を図ると共に、諸分野での正しい情報の普及、及び正しい世論の形成に努め、政治、経済、社会、文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) マスコミ情報の収集分析
- (2) 世論資料の収集、研究
- (3) 講演会、セミナー等の開催
- (4) 戦場体験資料の公開、継承（戦場体験史料館）
- (5) 機関紙の発行

2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の設立の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に積極的に協力しようとする個人または団体若しくはこの法人が行う事業のうち講演会、セミナー等に継続して出席しようとする個人若しくは団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があったとして理事の推薦を受け会員総会の承認を得た個人または団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は第5条第1項第2号前段に規定する賛助会員になろうとする

者は、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

- 2 この法人が行う事業のうち講演会、セミナー等として開催する「草の実アカデミー」または「戦場体験放映保存の会」に継続して出席するとした時点で、第5条第1項第2号後段に規定する賛助会員となる。

(会費)

第7条 この法人の会員は、会員になった時及び毎年、会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、一週間前までに通知し弁明の機会を与えたのち会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は設立の趣旨に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の納入義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡又は解散したとき

#### 第4章 会員総会

(会員総会)

第11条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の会員総会を持って法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 会員総会は、定時会員総会として毎年度 5 月に一回開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を開催する。

(招集)

第 14 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の 6 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

この場合は、理事長は要求の日から 20 日以内に招集しなければならない。

(招集の通知)

第 15 条 会員総会を招集するには、理事長は正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時場所を示して、会員総会の 7 日前までに文書又はその他の通信手段で通知しなければならない。

(議長)

第 16 条 会員総会の議長は、当該会員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 会員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法によって議決権を行使し、または出席正会員に議決権の行使を委任することができる。この場合の行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散の決議

(5) その他法令又はこの定款で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 会員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、会員総会において正会員の中から選任された議事録署名人 2 名が記名押印して保存する。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面又は電磁的方法による表決者及び代理表決者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議決の経過、要領及び発言者の発言要旨
- (6) その他法令で定められた事項

## 第 5 章 役員

（役員の種類別）

第 20 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
  - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち 3 名以内を副理事長、5 名以内を常任理事とする。
- 4 第 2 項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副理事長及び常任理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第 21 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 理事は会員（団体の会員の場合にあつては当該団体の代表者）の中から選任する。
- 3 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し事業の推進を総括する。
- 3 副理事長及び常任理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担処理する。
- 4 理事長、副理事長及び常任理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財

産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長並びに常任理事の選定及び解職

(4) その他会員総会の議決を要しない重要な職務の執行に関する事項

(招集)

第29条 理事会は、各理事が招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

第 33 条 この法人の資産は、次にあげるものとする。

- (1) 会費、賛助会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業及び資産から生ずる収入

2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び会員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時会員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 37 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」とする。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 6 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむをえない事由によって前項の公告が行えない場合は、官報に掲載する方法で行う。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は山口久美子とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認

定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。